

1 議事日程(第4号)

(平成31年第2回久山町議会3月定例会)

平成31年3月19日

午前9時30分開会

於 議 場

- 日程第1 佐伯勝宣議員に対する懲罰の件
- 日程第2 議案第5号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第3 議案第6号 久山町課設置条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (31久山町条例第1号)
- 日程第4 議案第7号 久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について (31久山町条例第2号)
- 日程第5 議案第8号 久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について (31久山町条例第3号)
- 日程第6 議案第9号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について (31久山町条例第4号)
- 日程第7 議案第10号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について (31久山町条例第5号)
- 日程第8 議案第11号 久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について (31久山町条例第6号)
- 日程第9 議案第12号 久山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について (31久山町条例第7号)
- 日程第10 議案第13号 久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について (31久山町条例第8号)
- 日程第11 議案第14号 久山町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について (31久山町条例第9号)
- 日程第12 議案第15号 久山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について (31久山町条例第10号)
- 日程第13 議案第17号 平成30年度久山町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第14 議案第18号 平成30年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第19号 平成30年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

- 日程第16 議案第20号 平成30年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第2号）
日程第17 議案第21号 平成30年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第18 議案第22号 平成30年度久山町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第19 議案第23号 平成31年度久山町一般会計予算
日程第20 議案第24号 平成31年度久山町国民健康保険特別会計予算
日程第21 議案第25号 平成31年度久山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第22 議案第26号 平成31年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算
日程第23 議案第27号 平成31年度久山町公共下水道事業会計予算
日程第24 議案第28号 平成31年度久山町水道事業会計予算
日程第25 発委第1号 久山町議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第26 発委第2号 久山町議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第27 請願第1号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の
設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願
日程第28 議員派遣の件
日程第29 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
日程第30 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである（10名）

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 山野久生 | 2番 | 清永義弘 |
| 3番 | 有田行彦 | 4番 | 佐伯勝宣 |
| 5番 | 松本世頭 | 6番 | 本田光 |
| 7番 | 阿部哲 | 8番 | 只松秀喜 |
| 9番 | 久芳正司 | 10番 | 阿部文俊 |

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

| | | | |
|----|------|----|------|
| 4番 | 佐伯勝宣 | 5番 | 松本世頭 |
|----|------|----|------|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

| | | | |
|--------|-------|-----------|-------|
| 町長 | 久芳菊司 | 副町長 | 佐伯久雄 |
| 教育長 | 安部正俊 | 総務課長 | 實淵孝則 |
| 健康福祉課長 | 國寄和幸 | 会計管理者 | 松原哲二 |
| 上下水道課長 | 原之園修司 | 町民生活課長 | 森裕子 |
| 経営企画課長 | 安倍達也 | 魅力づくり推進課長 | 矢山良寛 |
| 教育課長 | 久芳義則 | 税務課長 | 佐々木信一 |

田園都市課長 川 上 克 彦

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 中 原 三千代

議会事務局書記 山 本 恵理子

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 佐伯勝宣議員に対する懲罰の件

○議長（阿部文俊君） 日程第1、佐伯勝宣議員に対する懲罰の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、佐伯議員の退場を求めます。

〔4番佐伯勝宣君 退場〕

本件について委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員長。

○7番（阿部 哲君） 懲罰委員会審査報告をいたします。本委員会に付託された佐伯勝宣議員に対する懲罰の件について、3月13日懲罰委員会を開催し慎重に審査を行いました。審査の結果、次のとおり決定しましたので、久山町議会会議規則第77条の規定により、別紙戒告文案を添え報告いたします。

懲罰事犯につきましては、相当するとして、全員一致といたしました。懲罰処分の種類及び内容につきましては、種類、公開の議場における戒告、内容、委員会起草による戒告文によるものでございます。

理由につきましては、佐伯勝宣議員は3月5日の同僚議員の一般質問の際、発言者の発言中に議長の許可を得ずに、勝手に発言したり席を離れたりするなどの行動があった。また、3月6日の自らの一般質問において、議長が再三注意したにもかかわらず、答弁者の発言を妨害する勝手な発言が続き、さらに席を離れ町長の席まで乱入し、町長のマイクを乱暴に扱ってマイクの向きを変え発言妨害を行った。上述の行動は久山町議会会議規則第50条に規定する発言の許可等、同規則第102条に規定する品位の尊重、同規則第104条に規定する議事妨害の禁止及び同規則第105条に規定する離席に反するものであり、会議における秩序の維持を大きく損なうものであった。以上のことから、委員会としては、佐伯勝宣議員に戒告の懲罰を科すべきものとするものでございます。以上で委員会報告といたします。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員から本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。お諮りします。これを許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、佐伯議員の一身上の弁明を許すことに決定しました。佐伯議員の入場を許します。

〔4番佐伯勝宣君 入場〕

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員に一身上の弁明を許します。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） では弁明をいたします。

まず議長への暴言そして町長への答弁妨害という言葉が上がっております。疑問がございます。懲罰動議というものは、やたらに出せばいいというものではございません。議会として知る権利がある町民の存在、そして世間を意識し、慎重に考えなければならないものととらえます。今回、果たしてそういったものであったのか。場と状況を検証しなければならないのではないのでしょうか。懲罰理由に挙げられている内容も妙なおどろおどろしさがあり、違和感を覚えるものでございます。

それでは5点述べさせていただきます。1、そもそも一般質問において、町の違法行為を追求する過程でなぜ私が懲罰の動議を受けたのか理解に苦しみます。私が町長の発言を邪魔したのではなく、町長により町長による私佐伯勝宣への議員の質問権の権利侵害なのでございます。答弁者、町長と指名もしていない個所で、町長が勝手にしゃべりだした。例のごとく論点ずらし。時間切れで60分の質問持ち時間を潰す流れでした。答弁指名者に答えさせたくない。答えるべき役職者が答えず、私の質問権を侵害しようとした場面でございます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員に申し上げます。発言の内容が弁明の範囲を超えていますから注意いたします。

○4番（佐伯勝宣君） では2点目。事前通告で質問者を指名し、通告書に明記されています。私佐伯勝宣は質問する権利があるはずで。3、今3月議会一般質問会議録を読むと、問題視されている場面の初めに、私は「町長、ここは発言の場所じゃないですよ。」と指摘しています。最中に私自身の質問権について繰り返し主張しています。事前通告しているのに私の議員としての権利はどうなるのでしょうか。議会運営上の問題も検証されるべきと考えます。4、平成30年3月20日、議場で私は町長に町の違法行為がわかる31枚の資料を全議員、全執行部の前で手渡しました。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員に申し上げます。ここは弁明でございます。委員会の懲罰委員会のほうからの理由がありますので、その内容に従って弁明してください。佐伯議員が行われた行動による懲罰委員会が出ておりますので、そこを間違いのないようよろしくお願いいたします。

○4番（佐伯勝宣君） そしてそれをベースに今回、音声データ、公文書、関係者の証言等根拠をもって事前通告に従って、示した役職者に質問しました。町長はそれを妨害した形になりますが。5、一般質問は荒れたのでしょうか。当初町長が答えさせようとしなかったのが結果的に事前通告書のとおり、答えるべき町選管関係者も答弁してくれました。正常

化しました。頂いた一般質問CD音声で確認できますが、次の項目、教育長への質問もスムーズに穏やかに締めくくっており、平穩に終わっています。收拾がつかない状態での懲罰動議ならわかりますが、動議のタイミングも含め疑問があります。以上のことから私佐伯勝宣への懲罰の動議は不当と考える次第でございます。以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員の退場を求めます。

〔4番佐伯勝宣君 退場〕

○議長（阿部文俊君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

これから、佐伯議員に対する懲罰の件を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は、委員会起草による戒告文により佐伯議員に戒告の懲罰を科すことで、本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、佐伯議員に戒告の懲罰を科することは、可決されました。佐伯議員の入場を求めます。

〔4番佐伯勝宣君 入場〕

○議長（阿部文俊君） ただ今の議決に基づいて、これから佐伯議員に懲罰の宣告を行います。

佐伯議員に戒告の懲罰を科します。これから、戒告文を朗読します。

佐伯議員の起立を命じます。

〔4番佐伯勝宣君 起立〕

○議長（阿部文俊君） 戒告文 佐伯勝宣議員は、3月5日および3月6日の本会議において、同僚議員と自らの一般質問の際、議長の注意を受けたにもかかわらず、議長の許可を得ることなく、発言したり離席したりを繰り返し、また、執行部の発言中にマイクの向きを変え、発言妨害を行うなど、会議の秩序を乱し、久山町議会の品位を失墜させた。このことは、議員の職分にかんがみ、誠に残念である。

従って、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

なお、佐伯勝宣議員に対し、今後は、住民全体の代表として品位を保持することはもとより、会議においても、合理的、能率的な審議に協力し、秩序の維持に努める義務を全うすることを強く求めるものである。平成31年3月19日 久山町議会

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第5号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について

○議長（阿部文俊君） 日程第2、議案第5号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第5号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第6号 久山町課設置条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第3、議案第6号久山町課設置条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第6号久山町課設置条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第7号 久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第4、議案第7号久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第7号久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第8号 久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第5、議案第8号久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第8号久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第9号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第6、議案第9号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第9号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第10号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

て

○議長（阿部文俊君） 日程第7、議案第10号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第10号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第11号 久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第8、議案第11号久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第11号久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第12号 久山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第9、議案第12号久山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第12号久山町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第13号 久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第10、議案第13号久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第13号久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第14号 久山町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第11、議案第14号久山町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第14号久山町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第15号 久山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第12、議案第15号久山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第15号久山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第17号 平成30年度久山町一般会計補正予算（第7号）

○議長（阿部文俊君） 日程第13、議案第17号平成30年度久山町一般会計補正予算（第7号）

を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第17号平成30年度久山町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第18号 平成30年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（阿部文俊君） 日程第14、議案第18号平成30年度久山町国民健康保険特別会計補正予

算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第18号平成30年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第19号 平成30年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（阿部文俊君） 日程第15、議案第19号平成30年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第19号平成30年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第20号 平成30年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（阿部文俊君） 日程第16、議案第20号平成30年度久山町草場地区再開発事業特別会計

補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第20号平成30年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第21号 平成30年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（阿部文俊君） 日程第17、議案第21号平成30年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第21号平成30年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第22号 平成30年度久山町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（阿部文俊君） 日程第18、議案第22号平成30年度久山町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第22号平成30年度久山町水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第23号 平成31年度久山町一般会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第19、議案第23号平成31年度久山町一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） では3点いきます。歳入も入っております。1点目がページ14、歳入のダム交付金ですね。1億7,267万1,000円ということで、それは猪野ダムを含めた久原ダム山田揚水場の国有資産等所在市町村交付金というのですかねこれは。このお金が毎年久山町に入ってきてるわけでございます。町長は9月議会で、3番議員の答弁されましたけども、ダムに関するちょっと違う、認識が違っておられたようですけど。本題に入ります。要は、これだけ1億7,267万1,000円福岡市から久山町に入ってるということは、やはり福岡市がやはり渴水といいますかそういった危うさがある。そういったものを含めて、久山町がそれを担うといいますか、そういった場合のいざという時の供給という意味があるんじゃないかというふうに思っております。間違ったら修正をお願いしたいですが。要は、このダムの貯水率を私心配をしております。1月16日付けの西日本新聞にもダム、今年は小雨影響ということで、各自治体これダム減っております。久山町のこのダム、猪

野ダムもこの率が減り方が顕著でございます。これを心配しております。ですから、直近のデータでもですね、ほかのところはわずかながら持ち直してるんですが、久山町猪野ダムだけ微減でございます。ですから低い水準のまま。こうなりましたら、いざ福岡市がというときに、久山町から供給できないばかりか、久山町自体これはどうなるかという心配がございます。先日、担当課の説明の時に聞きましたら、飲料水に関しては猪野川から取ってるから心配ないということを知ったんですが、その辺も含めてちょっとどうなのかということ。あとこのままいけば農業用水にこれは影響するというふうなことも聞いております。それはちょっとどうなるかと、対策を考えているかということも含めて聞きたいと思っております。

2点目でございます。ページ104ページ、総合運動公園事業工事費1億200万円。これについては補助金目的外使用の兼ね合いと申しますか、そういったことで説明をということですが、今日はそのことではございません。昨年の雨の災害でだいぶえぐれております。浸食と申しますか、しとります。当然、次年度の予算でその修復をしなければいけないはずでございます。それが、今のところ次年度の修復の予定がないということでございます。私は今、もし濁水になりましたらというような話、心配をしとったんですが、逆に、集中豪雨とかあった場合、これもし工事の予定がなかったら一層その工事箇所が浸食される可能性がある。ということは後々またお金がかかる可能性が大になると思っております。ですからこのままにしておけないんじゃないかという要素がありますので、その辺の答弁をお願いしたい。

3点目でございます。ページ112ページの中学校ランチサービス委託料273万円でございます。ランチサービスについては、導入ということで。私は導入にはこれはちょっと疑問を持ってるんですが。それで、先日の中学校の試食会、大変これは厳しい意見が多かったということで、私自身もアンケート、情報公開請求しまして分析しましたら、おそらく予想喫食率は、須恵町を下回るだろうとそういうふうに思っております。そしてさかのぼりますけど、新年度予算の際に担当課長答弁で、注文の期日ですね、1ヶ月前注文ということでした。それが先日の議案説明会の際、そういった厳しい状況見越してでしょう、2週間で保護者が注文できるように、そういうふうに何か、していくというふうなことを、多分聞き間違いじゃないと思っておりますがそういうふうに答えました。何を言いたいかということ、なぜこれから導入しようというとき、2週間に短縮できるのであれば最初からやっておいたらよかったんじゃないかなというふうにそういうふうに思っておるわけでございます。その辺はどうなのかということをお聞きしたい。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず1点目の猪野ダムの関係ですけれども、猪野ダムについては議員がおっしゃるように、県営ダムなんですけど、福岡市が飲料水としての使用権を持っているというダムでありまして、確かに今年はもう本当に水、雨が少ないということで、猪野ダムにかかわらず、福岡市のダムでは、長谷ダムのところを通ってもほとんど水がたまっていない状況でございます。ただこれについて私たち久山町がどうこうという、心配とかですね、それは、議論するところではないと思ってます。福岡市自体はもう、企業団というのを持っていますので、筑後川からの導水というんですかね、いろんな大きなダムをもう既に五ヶ山ダムも今度完成しましたし、むしろ周辺の久山町だけが企業団の水を今使っていない状態なんですよね。福岡市さんとしては十分そのダムの開発によって十分な用水の確保をされてると思います。まだ福岡市がいろんなその水の制限されているとは聞いてませんので、それなりの対応はできてるんじゃないかなと思います。それから農業用水の干ばつの厳しいときは、久原ダムあたりからですね、そういう水を流してもらおうとかそういう協約をしてますけれども、これから農業用水についてはこれからの4月、5月の気象状況によってくると思いますので、そういう必要が生じたら、市のほうとも協議をしてこれまで例年もそうやってます通りでございます。これは自然現象ですので、これから農業用水が必要なときに、前に雨が降るだろうとは思ってますけれども、それぞれ農業ため池というのはそれぞれの準備をなさっているという状況だと思います。

それから、2番目は猪野ダムの周回の分ですかね。総合運動公園のほうですか。ちょっと済みません、そこをもう一度お願いしたいんですが。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 昨年の雨でですね、総合運動公園の浸食といいますか、かなりえぐれた状況でございます。これ、早期に修復といいますか、それが望まれるところでございます。次年度の予算、お金がかかるという理由で、次年度の予算に入っていないということでございます。今湧水があった場合ちょっとダム心配しておったんですが、逆に豪雨になった場合、この浸食がさらにえぐれて、後々これは費用がかさむ危険、それは大でございます。ですからこれは早急に対策を取るべきじゃないかと、雨期の前に対策を取るべきじゃないかと。それが常識ではないかと考えております。その辺はいかがかということですよ。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ちょっとあの状況がわかりませんので課長に説明させたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 田園都市課長。

○田園都市課長（川上克彦君） お答えいたします。昨年度の補修につきましては、本年度も工事をいたします関係から、工事に支障がない範囲での復旧にとどめさせていただいております。本年度も同様に対策を取りたいというふうには考えておりますけれども、ただし、集中的に降雨した場合というのは、これはちょっと対策の取りようがございませんので、その点をご容赦いただきたいというふうに考えております。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） はい。お答えいたします。給食ランチサービスの喫食率を心配していることだと思います。まずこのランチサービス導入の理由、最大の理由は、保護者の方が要望が多かったということで、給食を始めるに至ったということがあります。ただ、そのときに、保護者の方々もいろいろな思いがあって、いや、うちは弁当を続けさせたいというさまざまなニーズがあって、その中で選択できるランチサービスを導入したという経緯が一つあります。それと給食を導入するに当たっては、いち早くという保護者の強い要望があって、また議会の方々の、議会の要望としても、保護者の求めがあるので早く導入を期待するということがございました。そういう総合的に考えたところでランチサービスという流れになったわけです。そこで喫食率の話ですが、そういうたくさんのニーズがある中で、できるだけ保護者の期待に応えられるように、弁当の質を高めていく努力はしてまいります。そこで、現在新宮町のほうで4割から5割の喫食率があるということを知っておりますので、目標としてはそれぐらいを目指してやっていきたいというところでお伝えをしています。ただ、今回試食会をしたときに、保護者の方は満足していただいたと思いますが、生徒さんがあまりいい感想ではなかったという事実があります。そこはですね、ランチサービスを始めながら生徒さんのほうにも、給食のよさを啓発しながら、試食も兼ねてやっていきながらですね、理解を求めていきたいというふうに考えているところです。それからもう一つ注文の時期についてですけれども、新宮町さんのやり方を参考にしながら、これぐらいであれば注文時期が妥当だろうというところで調整をしていってまいりました。ただ、まだ実施業者が決まっておきませんので、実施業者が決まりましたら、できるだけぎりぎりまで保護者の注文を取るというところをですね、協議しながら、できるだけ保護者の要望に応えられるように進めていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） では、まず1点目の歳入、ダムの交付金についてでございますが、福岡市に対しての供給というのは大体わかりました。心配しないということ、心配しないいいということで、ただうちの久山町の場合がどうなるかという心配をしております。ダ

ムの率ですね、3月11日現在の貯水率、これは県のホームページで見れるんですが、もう久山町っていうのは、那珂川ですね、あのあたりより若干いいぐらい。那珂川市あたりがちょっと久山町より低い20.6%、あるいは22.3%、今のは背振ダム、南畑ダムですかね。それより若干いいぐらいなんです。今まで久山町というのはこれ水の心配はなかった。それが猪野ダムはこれだけ減ってるっていうのは大変ちょっと私は脅威、心配でございます。猪野の22.7に対して久原は53.5%なんです。だから、猪野は半分なんです。西日本新聞に載った1月16日付け、この率より若干よかったんですが、それでも考えても久原のほうが高かった。猪野のこの減り方はちょっと心配です。ですから、考えられるのは、素人から考えたら森林伐採でもやったのか、あるいはなんか工事でもやったのか、それで水がたまらないのかなど。久原と猪野の差はなんだろうという心配もあります。ですからもう一度聞きますが、夏場、農業用水としてこれは大丈夫なのか。もしそれ心配なら対策を立てているのかという点と、なんかこれ、担当課で役場で分析してるのか、この猪野と久原の違いは何なんだろうと。単にその猪野と久原で降り方が違ったのかと、それをちょっとお答えいただきたいと思います。

そして、2点目、総合運動公園ですが、やれるところから工事をやるということで、しかし、やはりこれはえぐれたところを早く早期に修復しませんとまた逆に今度雨が降った場合はえぐれます。そうなったらまたお金がかかりますから、その辺も含めて何かこれ早急にやらなきゃいけないんじゃないかという思いはこれ当然考えるわけでございます。その辺はどうかということお答えください。

そして、ランチサービスでございますが、はっきり言ってですね、何と申しますか、1カ月前の注文、その時期、これが最初の設定が疑問だったんですよ。今もう全生徒を相手に試食会をやってる。そして厳しい評価を得てる。この中で今2週間に注文期間を縮めようとしている。これは役場担当課としてちょっと甘かったんじゃないかなと。と言いますのは、新宮町も確かこれ私聞き取り調査に行きましたら、情報公開請求に行きましたら、2週間で注文できるっていうことだったんですよ。逆に1カ月前の注文というのは須恵町、須恵町のランチサービス、同じはたなかを使っています。教育長は新宮町の喫食率、4割、5割を目指しているというふうにおっしゃいました。しかし、新年度前の予算承認の際の教育課長の答えは目指してるのは須恵町のやり方なんです。要は須恵町は18%程度でこれあえいでます。それは須恵町が1カ月前ぐらいの注文というのも一つの要素があるんですよ。新宮町を目指してなかった。それが1カ月前そのスパン、これ重要です。それを慌てて今2週間でやると、縮めようとしてる。だから設定が最初甘かったんじゃないかと。今から新宮町目指してどうするのかということ。そして2週間に縮めれるんでしたら

なぜ早くやらないのかと。で今回2週間でやれるように交渉するとしたらなんかそこにひよっとしたら負担といたしますか、町で負担しなきゃいけないお金とか発生するのか。その辺もちょっと見解をお聞きしたいと思います。以上3点。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 福岡市のダムのことについて、私がおかしいですけども。単純に言うのですね、久原ダムは揚水式のダムですから、下流から水を、河川の下流から水を引き上げてる。猪野ダムはあくまでも天水。それから、猪野も久原もそうですけれども、ダムにはその河川から流入する、せき止めて流入するダムと、猪野ダムのように、いわゆる山に降った雨が自然にたまる。だから猪野ダムについては、大雨のときの洪水調節のあれはないんですよ。あくまでも自然でオーバーフローした水だけが流れる。だけど河川から流入するようなダムというのは洪水調節の、ある一定になったらゲートを開けて水の調節をする、そういう二つのダムがあるわけですけども、うちのダムは両方ともですね、大体天水の水たまりで、久原は河川から引き上げてるということで、ダムの貯水量が違うのかなという気もしますし。ダムの水使う使わないは福岡市がどのダムを先に使うかというところもあるんじゃないかなと思ってます。それから、久山町の水は大丈夫かと、これはもう随時監視をしながら、対策についてはそういう、これ以上渇水が続くなと思えば、やっぱり給水制限をお願いするような形とか、そういう方法しかないと思います。農業用水については各集落ともきちっと水の管理の方、ため池の管理の方おられますので、そういう準備はしていただいていると思います。

それから、猪野ダムについてはちょっとまた課長のほうから答弁させますけれども、ランチサービスについては、いろいろ質問があつてますけども、ランチサービスの喫食率が低いとかいうのは、これはもう想定されたことだと私は思ってます。だから、中学生の子どもたちのアンケートを見たときも、中学生自体は弁当がいいという子がたくさんいたんですよ。だけど、お母さんのそういう苦勞を考えると、やっぱり給食に賛同しますという、そういうことだから、給食のいろんな請願があつたのは、やっぱり弁当作りが大変なお母さんたちがやっぱりそういう声を出されてあつたと思いますので、今回のランチサービスをスタートしたときに、大体保護者の方からはそういう早く実施することに対する感謝の声はあつたけれども、それを喫食率どうのこうのという声は一切あつてません。だから、これは喫食率というのは、須恵も新宮もそうですけど最初はどうしても低い。それがだんだん上がっていった状況ですから、これはあくまでも中学生の人たちの状況を見る必要がある。子どもたちにとっては、やっぱりお母さんが作る弁当というのが一番好んでるわけですからですね。これを低いからどうのこうのというよりも、保護者の方たち

から挙がっていた声についての対策はこのランチサービスをすることによって、弁当を作る親御さんもおられれば、ランチサービスを利用される方、いろいろ選択ができて私はよかったんじゃないかなと思ってます。2番目については、課長のほうから。

○議長（阿部文俊君） 田園都市課長。

○田園都市課長（川上克彦君） お答えいたします。総合運動公園の対策でございますけれども、どうもご指摘いただきありがとうございます。本年の工事終了後にですね、昨年と同様な状態にならないようにしっかりと対策を考えてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） まず1点目ダムについてですね。心配ないということで聞いて、まあいただいざというときは何か節水対策を取るというふうに町長おっしゃいましたが、ちょっとそれじゃあちょっと何かその場しのぎのような気がしないでもございません。もう少し分析が必要なんじゃないかなというふうな思いがあります。そして、猪野ダムの今までの水位というのをちょっと把握してませんけどちょっと減り方が心配なのでですねこれは。最後に聞きたいんですが、ダムの貯水率が減るような、そういった伐採とか工事とかそういった貯水率が減るようなことは猪野ではやってないということですね。その確認をまずひとつしたいと思います。

2点目の総合運動公園、これはいいです。雨の時、いざという時にこれは対策できるようにしてもらいたいと思います。

3点目が、ちょっとこれは、喫食率にこだわりますが、これは低いと想定してたのは違うと思います。最初に、担当課は新宮町のように4割、5割を目指しているというふうにおっしゃった。それは今議会の私の一般質問の答弁、会議録、教育長も答えておられる。そういった高いふうに設定しておいたのが、今回、試食会を昨年やったら、これはちょっとがく然としたというそういった状況でございます。そして慌ててその注文期間を短くしようとしている。これはちょっと、担当課としてはこれは見通しが甘かった。これでは後手後手に回るんじゃないかなというふうに考えます。今のやり方というのは、これはもう須恵町と同じような、そして今、現実アンケートの結果から見ましたら須恵町より下回るその可能性が大でございます。そして須恵町はこれは徐々に上がってません。横ばいから下がってきております。最初18%でした。それが13%になって、ちょっとまた持ち直した。そういった乱高下を繰り返して、もう20%切っている状況でございます。新宮のほうは、最初のほうのデータはもう入手できません。向こうはデータないそうです。ですから直近の5年しか取ってませんが、あそこは高い率を維持している。この理由っていうのは

正直分析ができてません。恐らく都市部都市化してるっていうのは影響があると思います。そしてもう一つが、注文期間が短いということ。だから何を言いたいかといたら、私はこの新年度予算にあたって期間をこれ短くしなきゃいけないじゃないですか、1カ月でこれどうするんですかと。これ批判を受けますよというふうに言いました。それが今、今回いろんな意味で注文は別にいいというふうな雰囲気につながってると思います。それが慌てて2週間に縮めようとしてる。これは一体何なのかというふうな、心構えとして。そして縮めるに当たって、なんか久山町が縮めるに当たって費用負担というのはこれしなければいけないんですか。その点をちょっと聞きたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 猪野ダムのそういう上流の伐採とかやったあれはないのか、それは、町としてはありません。それと、最初に言ったように、これはもう福岡市のダムでございますし、久山町が農業用水として使ってるダムでも何でもなし、例え伐採をしたとして、そこに影響があったとしても、何らそれに対する問題はないと私は思ってます。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） ランチサービスの件でございますが。まず、まだ導入してないわけで初めて導入しようとする行政の立場としてはですね、よりよい安心安全なおいしい給食を提供しようとするのが大事なことです。そのことで、まずは、目標はまだ始めてないからわからないけども、現状、今新宮が4割、5割なので、よりよいものを提供する、その結果、そこをまず目標にしようかということは内々ではですね、そういう設定をしております。それで、志免町さんが2割という現状で、

（4番佐伯勝宣君「須恵、須恵町」と呼ぶ。）

失礼、須恵町。いろいろは聞いてはいますが、考え方の違いだと思います。本町は、今申しましたように、保護者のニーズに応えるその中で、よりよい給食を提供してランチサービスを希望する方に増えていってほしいという思いがあります。それと、その1カ月が2週間に慌てて変えているのがってということが言われましたが、当初新宮も1カ月前の注文でやっておりました。そこがあったのでということです。先ほどから言ってますように、保護者がよりよく利用しやすいように、2週間でできているところがあるという情報をキャッチしましたので、そこは企業のほうにですね、会社のほうに働きかけて、可能であればそんなふうにするのが保護者の要望に応えることにもなりますので、そこは業者と相談しながら協議しながらですね、保護者が利用しやすい子育て支援ができるように努めていきたいというふうに思います。

（4番佐伯議員「費用負担がかかわるかどうか」と呼ぶ。）

費用負担はこのことで、期間の長短で変わることはないと思います。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

有田議員。

○3番（有田行彦君） ページ5ページ21目の町債、町債について、地方債ですね、これについてお尋ねいたします。その数字から見ると、昨年より2億7,670万ほど増えております。そして、ページ153ページのですね地方債残が約45億4,000万円ばかりとなっております。要するに世の中は利子が利子を生むというようなことはございますが、これに対する利息はいくらと町長考えられていますか。地方債の残が45億4,000万円ばかりになりますね。これに対して、借金ですからこれに対して、利子はどのくらいかかっていると考えられていますか。153ページ。

（町長「公債費どこかいな」と呼ぶ。）

公債費を言ってるんですよ。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 153ページを見てもらえばいいと思いますけども。

（3番有田行彦君「今それを言ってます」と呼ぶ。）

137ページを見てください。そこに元金と利子が載っているとします。利息が2,423万9,000円、元金が4億1,928万円。これが、償還してる金額でございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 年間約2,400万とこういうふうなことで理解していいですかね。

（町長「利子がですね」と呼ぶ。）

利子がですね。だいたい通常から言うところの2,400万円とは家が一軒建てられるような状況ですよ。私はそう考えて取っておりますが。要するに健全財政から遠のいているような感じがいたします。今後の事業等についてもですね、どういう影響を与えるかなという心配がありますが、その点は、町長のお考えをお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 起債の額というのは、その状況によって増やすときもあるし、減らすときもある。要は地方自治体の自治運営というのは、そういう仕組みと言いますかね、どんなに大きい自治体でもやっぱり起債と自主財源と補助金、そういうもので運営していくわけですから、大きな事業投資をするときにはどうしても起債を借り入れしながら、町政運営をやっていくのが行政のやり方だと私は思っていますので。ただしそれが、民間会社と同じようにある一定を超えたり、あるいは近づくと、それはちょっと危険信号ですよという、そこにはやっぱり注意しながら財政運営をやっておりますので。今は少しずつ、今い

ろんな事業をやってますので、上がってるかもしれませんが。全体の財政計画の中から、そういう起債の状況を見ながら、起債の額を減らしていくとかですね、それが財政計画だと思ってますので、今現在が久山町の財政が非常に不健全だということは全くないと思ってます。ましてや、公債費比率それから久山町の財政力指数、それから自主財源の比率等見ても、財政的には問題はないんじゃないかなと私は思ってます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。3回目になります。

○3番（有田行彦君） 他町の比較するわけにいきませんかでしょうけど。財政調整基金が約9億なんぼかですね、久山町は。須恵町が約18億というときにですね、須恵町の町長は、このままの状態であつたら公共施設の修理等がもうできないと。それでなんとか町独自で自主財源を増やそうというようなことを考えられて、須恵町^{スエノバ}SUENOBAといったような事業をされております。それで私はですね、こういった今いろいろせないかん事業がたくさん残ってきてると思いますね。例えば、人口が増えればどうしても受け入れ態勢である幼稚園、小学校、中学校あたりの教室をどういうふうにするかとかいう問題も出てこうし、それから公共施設でももう30年以上たってる建物については、改修が迫ってくるという時期だろうと思います。そこで一番私は気になるのは、こういった今ツケをですね、あとの後輩諸君に残すようなことがあってはいけないと私はそう思いますが、その点について町長のお気持ちをお聞かせください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） よく須恵町さんの^{スエノバ}SUENOBAっていうことをおっしゃいますけど、^{スエノバ}SUENOBAさんはよその町のことやから私言えませんが、そこが利益を生んでいるとか、あれはですね、よく調べていただいたほうがいいんじゃないですかね、状況はね。だからよそがどうこうやってるからどうこうじゃなくて。それから基金残高だけでですね、基金は多いに越したことはないですよ。それは基金で、残高でいえば筑豊地区の町あたりでもほとんど30億近く持ってありますよ。ただそういうところがじゃあ財政的に裕福なのか。だからいかに公共サービスを町の収入で充てているか。サービスを落としていけば、当然、事業も落としていけば基金ちゅうのは残っていく。特に本町の場合はそうだと思いますよね。自主財源比率はもう、9割に近い。9割やないで。0.、今、財政力指数がもう7、8ですかね、80%ぐらいになってるわけですからですね。だから、今のツケをとおっしゃるけど、以前久山町の開発公社が、一般会計が35億ぐらいのときに、50億ぐらいの負債を抱えてたんですね。それでもやっぱりまちづくりとして久山町はずっと事業をやってきました。だから負債は必ずありますよ。これをその後世に残さないように、やっぱり努力はしていかないといいかなと思いますけど、今の状態は私は黄色のランプとかですね、毎年決算

の時監査委員から報告があつてるとは思いますけども、そういう数値のちゃんとチェックしながら財政運営をやつてゐるわけですから、借金をするなするなというよりも、やっぱりわれわれは借金をしてでもある程度、公共サービスあるいは将来への財源を増やすような事業というのはやっぱり展開していくべきだなと私は思つてます。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 1点質問いたします。48ページ総務費、総務管理費、交通アクセス対策費、13節委託料コミュニティーバス運行業務委託料5,785万8,000円について質問いたします。

今回、4月1日から公共交通体系が27B西鉄バス撤退となり、エコバスで篠栗駅バス停からトリアスバス停間を運行する、久山町の大転換となりました。当初の説明では、今まで27Bの利用客が年間約何万人か、ちょっと数字は今わかりませんが、その何万人かの人たちを大切に乗り継ぎの不便はかけますができるだけ補完します、という説明がありました。しかしながらふたを開けてみますと、代案については大体補完されているようでございますが、利用運賃につきまして、3月になって高校生新規通学割引サービスを開始します、という形で無料サービスの無料定期のお知らせがありました。実際に今まで利用されていた何万人かの中には、高校生、大学生、短大生、専門学校の子どもたち、そして小学生、中学生のけいこ事、塾に通う子どもたち、そして一般の会社員等の方々、たくさんの方が利用されておりました。その中で、高校生は無料ということ。そしてまた、一般の会社員の方につきましてはですね、大体それぞれの事業所の中で交通費の支給はできていこうと思つております。そういう中でいきますとですね、どうしても大学生、短大生、専門学校、それから小・中学校のけいこ事か、塾に通う子どもたちが、6,000円近く経費がかさんでくるわけです。ですからトリアスからエコルカードで西鉄は乗れますけども、その間にトリアスまで行く間は、片道100円ということでおっしゃいますけども、往復すると200円、それを30日でいくと6,000円かかるわけです。それが一番出費がたくさんかさばる学生たちに6,000円が増える現状となつてきてます。これでは不公平であり、また補完されたことにはならないと思つてますが、町長はどう考えられますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 議員がおっしゃる学生、大学生とか専門学生、あるいは小・中学生もおけいこ事とかという、それはもう全部ですね、皆さん無償化という形はしたいと思つてはいますけども。そもそも公共バスというコミュニティーバスにしたり、あるいは路線バスの代行にする場合はやはりこれはもう受益者負担というのは、これは原則だと思つてます。い

ろんな社会人の方は勤め先から交通費が出るということですけど、これは全部と私は限らないと思うんですね。社会人の方もいろんなお仕事を持ってある方がおられるわけですから、きちっとした企業であればちゃんとした交通費も出るだろうと思いますけれども、そうでない方も恐らくいらっしゃるんじゃないかなと思いますし。これをどこかで線を区切るというのは非常に難しいところがございます。そのバスの公共バスという趣旨からして。だから言ってますように、そういう町内のとを全て福祉バスで久山町は全部経費を負担してやったがいいのか、もうその論点になってしまうんですね。だけどやっぱりマイカーで通勤されてる方は、それなりのやっぱり費用負担をしながら経費をかけてあるわけですから、いくらかですね、やっぱり受益者負担をいただかなくてはならないんじゃないかなと。そういう基本的な考えを持っています。それで、そういういろんなご意見もあると思いますし、高齢者の方も運転やめたらもうバスを無料にしてもらえないかという、そういう老人クラブあたりからもですね、そういう何らかの免除というお願いがあつてます。そうなるともうそんなふうになってしまう。どっちかだろうと思うんですね。だから、この人だけは免除します、この人だけはやりませんとかいうんじゃないで。ただ今回高校生だけを対象としたのは、今現在がもう18歳までは、基本的に高校生まではアルバイトもできないというふうな状況でございますので、年齢で区切らないとできないということと、もう今の状況が、昔は小・中が義務教育で、高校に行く人、社会人になる人とかいましたけど、今年も中学校卒業生は100%高校入学という状況にある中で、やはり高校生の皆さんは毎日、あるいは冬休み夏休みも通学する方たちだろうということで、高校生までは無料にしようじゃないかという判断をしてるところでございます。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 受益者負担することが基本だろうと私も思っております。今現在ですね、幼稚園の通園時には、教育費のほうからイコバスの通園助成金が8万8,000円計上されておるわけでございます。私は本当に久山町の中ですね、今、幼、保、小・中学校についてはですね、本当に子育て世代の定住化につながる重要施策等が厚い充実した体制づくりで今されております。しかしながら、今新しくですね、久山町に入居されてる方の非常に多くの方々がですね、子どもたちには本当に手厚いいろんな形で久山町はいいと。しかしながら高校生から以上になると、本当に冷たい町ですね。ということで、実際に中学生たちでも塾に行くのに香椎ぐらいしかないわけですね、近くにないわけです。ですから、私は久山町に塾をつくれということではなくて、あくまでも田園都市である久山町は大事にしたいと。その中で、久山町が今度子どもたちを育成していくためにもですね、やっぱり久山を担う子どもたちを地域で育てろろうというのが、だいたい久山町の今いろんな

形での進め方でございます。そういうことで、私は大きな意味で、大学生までは教育費の中で通学助成金ということで予算化をしまして、委託料予算のその他の収入ということで上げて、町のほうの助成して、あくまでも受益者負担という形の中で考えていく方向が、久山町としての独特のまちづくりにつながっていくんじゃないかなと思います。町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 新しく久山町においでになる方、いろんな久山町のそういう教育環境とかこの自然の環境、子育ての環境という形でおいでになっていただいている方がたくさんおられると思います。ただ、もちろん子どもたちは大事で応援してやりたいんですけども、そういう中でも全てを行政で抱えるということはどうかな。そのためにいろんな国の子育て支援、給付金もわれわれの頃と違ってあるわけですしね。必要な教育費というのはある程度負担は、それにかかわる、例えば小・中学生でも塾に行くという、これはもう全く私は家庭の事情だろうと思いますよね。そこまで行政が支えていく、これはちょっと公正といいますかから見るとちょっとおかしいんじゃないかなという気がします。大学生についてはやはりもう一人前の大人として、社会人と同じような取り扱いをさせていただきたいなと思っております。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 考え方は、町長の考え方はそうございまいしょうが、今までが西鉄が走っておって一定の金額で行けたのが、それに6,000円が今度増えるわけですね。ですからその辺はやはり考える必要があるんじゃないかなと思っております。それからですね、実際に今現在、運行業務委託料で5,785万8,000円上がっております。これは運行の経費とそれから収入を差し引いた形での金額になると思います。ですから、最終的には数字的には利用者の数は計算上は出てきます。しかしながら表にそういう収入的なもの、久山町民の方がこれをどのくらい使われているか、促進してそのバスを使いましょうという形でいくと、その数字がなかなか見えにくいわけですね。これを何らかの形でですね、町民の方に今の利用者数がどのくらいですよということを表して活用しましょうという方向が必要ではなかろうかと思うとですよ。でいきますと、この委託料で5,785万8,000円ですということは、この中に高校生も無料という形の計算の中でこの数字が出てきとうわけですよ。ですから高校生の無料が何人かもわからないわけですね。ですから、それをやはり表に出して常に経費的にはなんぼですよ、それから利用者側の収入はなんぼですよということと差し引いて、常にこのイコバスの運行については、赤字的なものがこのくらいですよということで、たくさんの方、100円でございますから、それは微々たる金額になろうと

思います。しかしながら、そういう収入がこのぐらいですよということで、常にこれを皆さん活用して、少しでも経費を、利用料金を上げていきたいと思いますという促進をするためにも、そういう数字がわかる形をですね、何らかの対策でこの委託料だけの数字ではわかりにくいからそういう対策的なものが考えられますか、お尋ねいたします。3回目でございます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 予算の中ではなかなか町民の方もそういうのはおわかりにくいだろうと思っておりますので、年間の利用者数とかいわゆる利用した人の利用収入といいますか、そういうのは広報等で知らせることは可能だろうと思っております。はい。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

ないようでございますので、質疑を終わります。

本案に対しまして、久芳正司議員ほか3名からお手元に配付のとおり修正動議が提出されています。従って、これを本案と併せて議題として、提出者の趣旨説明を求めます。

久芳議員。

○9番（久芳正司君） 議案第23号、平成31年度久山町一般会計歳入歳出予算に対し、2件修正案を提出いたします。

修正案の趣旨。まず1件目。オリーブ栽培事業費2,742万5,000円が平成31年度一般会計予算に計上された。オリーブの試験栽培として、平成23年から相当の経費と歳月を費やし、成果は皆無に等しいと考えられます。30年度久山町行政評価外部評価委員の方々から今後大きな負債にはなりかねないか。以前の評価委員会では、「国の補助金がついてる間に方針を決める、あるいは町民での栽培にすることであったが、今後も町費で続けるのか」など多くの意見がありました。しかし、これまでの栽培経緯と現状、町長の熱い思いをかんがみ、全員協議会を開催いたしました。協議の結果、しっかりとした計画ある栽培継続を提言いたしました。席上、町長自ら試験栽培の反省の言葉と今後の規模は縮小、予算については説明できる計画書を作成し提示すると明言された。しかし、何の提示も議論もなく、一方的な予算計上では、これまでの税金垂れ流し事業に過ぎません。従って、計画不足と議会軽視であることを修正理由とします。

2件目、地方創生推進事業。久山町経済循環構築基本設計作成委託料、金額300万。久山町は、リージョンワークス合同会社と経済循環可能性調査にかかわる業務契約を結び、調査結果が出された。費用を費やした割には、内容は主に明日の農業を考える会の人々が提示された結果に大変似通った内容でした。今回の委託料についても、調査結果をもとに漠然とした机上の設計と思われ、全く先が見えません。従って予算計上は次期尚早である

ことを修正理由といたします。

○議長（阿部文俊君） 提出者の趣旨説明が終わりましたので、これより修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） 今の修正案につきまして、町長および発議者であります久芳議員にそれぞれ質問いたします。

まず、町長に質問ですが、オリーブ事業、久山町の経済循環構築基本設計業務については、町の魅力づくりの観点で取り組みを展開していると考えております。そこで、町長にご質問ですが、今回のような町の魅力づくりの取り組みについて、修正案が出されておりますが、今後町の魅力づくりについて、どのような取り組みの要素があるのか。また、その体制についてお考えを伺いたいと思います。

次に、発議者であります久芳議員にお伺いします。今回のように修正案を出されておられますが、町の魅力づくりにつながる農業、産業振興等の事業について何か代替えになる取り組みがあり、修正案を提出されておられると思います。久芳議員のお考えをお伺いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回は二つの事業について、全額予算の修正ということでございます。これがいわゆる二つの事業についてももう予算を認めないということになったときということだろうと思いますけれども。議員おっしゃったように、いろんな観点から、町の産業の活性化、そして久山町の持続性ある社会を持続していくためには、やはり単なる農村状態の久山町でいいのかという中で、やっぱり農業も大きく環境も変わっている。後継者もほとんどがおられない。農業の担い手というのは、私は農家の子どもさんが担い手になる状況ではないと思うんです。じゃあこれから誰が担い手を、久山町の農地を担っていくのか。これをつくり上げるのがやっぱり今の喫緊の課題じゃないかなと思ってます。そういった中で、農業関係の問題につきましては、今回、農業にかかわらず、農業、商工業、そして町の魅力をアップする。久山町の観光というのは単なる観光者を集めるんじゃないで、いわゆる久山町の魅力をつくり出すことによって、久山町の健康の町のブランドを作り上げる。そういうためのいろんな政策提案を出していくのが私たち執行部であって、それを政策に対して決定をされるのは議会でありますから、今回議会が二つの事業についてはもうだめだよという、いわゆる政策について否定をされたわけですから、われわれはその決定に従うしかない。ただし今回は予算の修正じゃなく、一部修正じゃなく全

額修正というか、なしということでございますので、改めてもうこれは私たちはこの事業についてはもう断念せざるを得ないと思っておりますので、この二つの事業について再提案するという事はもうできないかなと思っております。以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） 只松議員にお答えいたします。私はオリーブについては協議会で皆さんと協議いたしましたとおり、何も全てをやめるというのではなくて、やはり計画を作るべきではないかと。長年にわたって結果として何も出てないではないかと。一度考え直してくれというのが趣旨でございます。また、農業に対しては、これまでの結果を踏まえ、まだ全く見えない、ただ予算だけが先歩きする、常にそうであろうというような気がしたので今回修正案を出したところでございます。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

○議長（阿部文俊君） 山野議員。

○1番（山野久生君） 私は町長と久芳議員にそれぞれ質問いたします。

まず、先ほど只松議員のほうから町長に質問されたことでちょっとお伺いします。再提案なしということ間違いはないかということと、次に、久芳議員にお伺いいたします。今回特にオリーブ事業については、オリーブ事業費全体が修正されておりますが、現在草場および上山田地区に植えているオリーブの管理は今後どのようにするつもりなのかをお伺いいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） はい、先ほど言いましたように、全額予算をゼロにするということは政策をやめろという、私はそう解釈するし、それが真実だろうと思っておりますし。農業問題について、農業生産者、商工業者、販売業者、そういう循環型の仕組みを作ることによって、それぞれの人たちのいわゆる経営規模拡大とかですね、活性化を図っていく仕組みをつくろうとしている。30年度は農家の方たちの、農業を生計としての方たちの意向を聞いて、本当にそういう中心になって誰がやるか、そういう仕組みができるか、あるいは加工あるいは販売してある業者の方たちが一緒になってやろうとすることについての可能性を調査をただけの段階で、何も見えないというのはどういうことなのか私には理解ができません。それから先ほど言われた明日の農業を考える会の考えていたのと同じだと、これ全く違う事業をわれわれは進めてるところであって。明日の農業を考える会は、今現在の水田農業をどう後継者がいない中で、もう共同利用しないと法人とかそういう組織をつくらないとやっていけないよという考えが明日の農業を考える会の方から提言をうけた問題である。今回のことがなんでそこがですね、それと同じという解釈をされるのか全く私は

わかりません。ただ申し上げましたように、全額否定されたということは、そういう結果になればわれわれがもう政策を、この件についての政策提案を2度とする立場ではないと思っておりますので、そういう考えでございます。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） オリーブの山田にある分と上山田と草場をどうされるかということでございますが。これは、説明会とかいろいろの場で執行部にも、再度検討してくれと、しっかりした計画を出せないかということをお願いしておりましたので、それができないということであって、全てを取りやめるということであれば、私はそれは仕方ないと思います。

○議長（阿部文俊君） 山野議員。

○1番（山野久生君） 再度久芳議員にお伺いいたします。この事業はもう撤退っていうことですかね。オリーブの実もならさなくてよくて、今の木は枯れていって、もう朽ち果てていっていいというような状況になってもいいという状況ですかね。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） 私はそういうことを一度も言ったことはございません。何度も申し上げるように、今のままでは絶対だめじゃないかということをお願いして、言い続けてきました。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（阿部文俊君） まず、原案に賛成者の発言を許します。

只松議員。

○8番（只松秀喜君） 私は今回の久山町一般会計予算案に賛成いたします。

オリーブ事業は平成23年に植栽が開始され、8年間が経過しておりますが、生育も悪く、収穫も思ったほどされておられません。それも草場地区の平たん部の水はけが悪いのが最大の原因です。ここで暗渠排水改良工事をするにより、実の収穫が期待できます。今後の健康の町久山を確立するため、オリーブ事業は成功させなくてはならない事業だと思います。今まで8年間やってきたことを無にしないためにも、今回の予算を承認し、原案に賛成いたします。

また、地方創生推進事業費ですけれども、久山町経済循環構築基本設計作成委託料は、久山町の農作物に関する経済循環の可能性を調査する委託料です。その内容を踏まえ、今

後の運営体制づくりと具体的な事業展開を作成するための予算であり、今後新しい商品の流れや農業者と事業者との仲介や販売支援を行うことを目的とした体制づくりを期待するため、この予算案には賛成し、原案に賛成いたします。以上です。

○議長（阿部文俊君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 私は、原案、修正案ともに賛成できかねます。私は、修正案で指摘の項目のほかにも、これは検証すべき項目があると考えます。

まず総合運動公園事業は、なぜ国交省から補助金が付かないかを真剣に検証しなければなりません。また、新交通網の整備についても、中学校ランチサービス、猪野のシェアオフィスなど、既に初期予算が議会で承認されてる件についても、議論不足、調査不足で進められていると考えるものが多く見受けられます。これらについて町執行部の監視役である議会として、立ち止まって再チェックすることは、町民にとって重要なことではないでしょうか。以上の点から予算、原案、修正案とともに反対の立場をとらせていただきます。以上です。

○議長（阿部文俊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

有田議員。

○3番（有田行彦君） 私は修正案に賛成いたします。

オリーブ栽培事業費に対する修正案に対し賛成の討論をいたします。まず、昨年10月に行われた外部評価委員会のオリーブ事業については、これ以上の投資、そして事業は見直したらどうかの意見が多かった。議会では、昨年12月11日、町長を交えての全員協議会では、議員からきちっとした計画書を出して、規模を縮小、そして健康の町のシンボルとなるようなオリーブ事業を目指したらどうかなどの意見が出され、町長からは、今後は規模を縮小して、今後予算につきましてもしっかりと説明できる計画書を作成、提示して提案していきます。また、進捗状況も議論ができるように進めていくと答えられたことを議会運営委員会でまとめられた。その結果を2月15日発行の久山議会だよりに掲載されていたが、今議会での唐突な予算提案には疑問と町長の今までの発言とは異なる十分な説明不足を感じ、ここ8年間オリーブ事業に町は携わってきているが、成果が出てない中で、健康の町のシンボルとして、私はC&Cセンター周辺に植栽する事に対し提案いたしました。そして、これを調査し、議会に説明されることも必要。また、原山、草場オリーブ園の土手などのオリーブの木は、枯れたり、成長の度合いが悪い。どのような管理をしていた

か。このオリーブの木は今後どうするのか。また、専門家の意見を聞いてほしいと、聞かせてほしいと一般質問で言っていましたがありません。よって今議会での予算提案には納得いきません。今後十分研究され、説明の上で再提案されたらどうでしょうか。先ほど山野議員もおっしゃられました、このオリーブの木をこのまま枯らして、そして死んでいくのを見るのが私は提案反対の理由ではありません。また、これからの管理についても再提案されて、審議をしたらいかがだろうかと思いますから、修正案に賛成いたします。

地方創生推進事業、久山町経済循環構築基本設計委託料300万円に対する予算修正案に賛成いたします。以前、農産物等に関する経済循環可能性ヒアリング調査の結果、農業による収益性は低い状況や担い手不足、農地保全は喫緊の課題となっている。このような状況の中、久山町の農業の現状を再度把握するとともに、農業問題をいかに解決していくかの喫緊課題のための委託料ではなく、新しい商流づくりの一環のための予算には疑問を感じる。今や農業問題は久山町の大きな問題。行政が取り組まなくてはならない。今回のヒアリング調査結果は、かつて明日の農業を考える会が提案された内容とも変わっていない。そのときの提言はどうなったのか。提言に沿ってやっておれば、今日また頭を悩ますことなく、予算修正案の提出がされることなく済んだのではないかと思います。従って修正案に賛成いたします。以上。

○議長（阿部文俊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

山野議員。

○1番（山野久生君） 私は、原案に賛成いたします。

理由は、オリーブ事業については、平成23年度から議会において予算の承認を行い取り組んできた事業であり、また、久山町経済循環構築基本設計業務についても、その予備審査である農産物等の経済循環可能性調査について、昨年9月議会の補正予算において承認しております。そのために議会としてもこの責任を果たしていく必要があると考えております。また、新しい事業を反対ばかりしては、町のこれからの魅力を生み出すことができないと思います。以上の理由で、私は原案に賛成いたします。

○議長（阿部文俊君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

本田議員。

○6番（本田 光君） 議案第23号平成31年度久山町一般会計予算に対する修正案の発議者の

1人として、賛成討論をいたします。

昨日、町長も参加されての第1、第2の委員会が行われました。平成31年度久山町一般会計の中にオリーブ栽培事業2,747万2,000円が計上されております。原山は昨日の質問さしてもらったんですが、オリーブ栽培事業はやめて、草場に集中してはどうかと、規模を縮小してはどうかという質問をしました。原山は一定は管理しながら残していくと、また挿し木について町長は再検討をというふうに言われました。オリーブ事業そのものは何も全てやめなさいということ言ってるわけじゃなくて、規模を縮小してはどうかということを申し上げたつもりであります。まずは今回のオリーブ栽培事業2,747万2,000円は一旦おろして再検討をという質問に対しても、取り下げはしないという旨を町長はおっしゃいました。既にオリーブ事業関係に4,000万円を超す事業費となっています。これに人件費等いろいろとさらに膨らみ、それだけ費用対効果があるかどうかをまずは検証するべきではないでしょうか。今回の予算は見送り、草場地区のオリーブ園のハウスに保管してる苗木についても、当然必要な方に投げ渡したほうがよいと思います。

二つ目には、地方創生推進事業委託料の300万円が計上されております。久山町が、農産物等に関する経済循環可能性調査ヒアリング業務委託料、契約書が結ばれましたが、リージョンワークス合同会社が提出した内容を見てもあまりにも漠然としております。久山町が目指す姿として、2019年度は地域経済循環の骨格となる要素を構築し、2020年以降にそれぞれの領域に拡大していく。生産者、事業者、町内農家、新規就農者、後継者、町内事業者、個人事業主、企業とされております。平成31年度久山町一般会計歳入歳出の款総務費、項総務管理費、目地方創生推進事業、区分委託料、久山町経済循環構築基本設計委託料300万円が計上されておりますが、先の見えない予算だと考えます。従って委託料300万円の計上は時期尚早であり、削除することに賛成し討論といたします。以上です。

○議長（阿部文俊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

松本議員。

○5番（松本世頭君） 修正案に対して賛成の討論をいたします。

オリーブ栽培事業は、平成30年度までに4,000万円以上の歳出があり、本年度当初予算

に2,000万円以上排水工事費が計上されております。確かに排水対策は必要だと議会でも申し上げてまいりました。しかし、いきなりの2,500万円ではですね、ちょっともう少し、ちょっとわれわれも考えるところがあります。もう少し経費の削減のため研究されるべきだと思います。費用対効果等総合的に考慮した上で、今後のオリーブ事業の継続については、縮小等について議論をすべきだと思います。

また、地方創生推進事業費の久山町経済循環構築設計作成委託料については、もう少し内容がわかりづらい。反対ではないが、議会でも十分議論すべきではないかと思い、時期尚早であると思います。町長におかれましてはですね、再度議会と協議して再提出を望みたいと思います。そのような意味を含めて修正案に賛成をいたします。

○議長（阿部文俊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） これで討論を終わります。

議案第23号平成31年度久山町一般会計予算を採決します。

まず、本案に対する久芳正司議員ほか3名から提出された修正案について採決します。

本修正案に賛成者の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数でございます。従って、修正案は可決されました。

○議長（阿部文俊君） 次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数です。従って、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 日程第20、議案第24号平成31年度久山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第24号、平成31年度久山町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第25号 平成31年度久山町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第21、議案第25号平成31年度久山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第25号、平成31年度久山町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第26号 平成31年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第22、議案第26号平成31年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第26号平成31年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第27号 平成31年度公共下水道事業会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第23、議案第27号平成31年度久山町公共下水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第27号平成31年度久山町公共下水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第28号 平成31年度久山町水道事業会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第24、議案第28号平成31年度久山町水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第28号平成31年度久山町水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 発委第1号 久山町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第25、発委第1号久山町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部委員長。

○7番（阿部 哲君） 久山町議会委員会条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

提案理由につきましては、久山町課設置条例（平成17年久山町条例第13号）が一部改正されました。また、町民にわかりやすい常任委員会とする等により、久山町議会委員会条例（昭和62年久山町条例第5号）の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

改正内容につきましては、第2条ただし書きを削り、同条第1号中「第1委員会」を「総務文教常任委員会」に改め、同号ア中「行政」を「町政」に改め、同号イを次のように改める。イ 総務課、財政課、税務課、健康課、福祉課、町民生活課及び出納室に関する事務。第2条第1号ウ中、「監査委員」の次に「及び固定資産評価審査委員会」を加え、同号に次のように加える。エ 他の常任委員会に属さない事務。第2条第2号中「第2委員会」を「産業建設常任委員会」に改め、同号イを次のように改める。イ 都市整備

課、産業振興課、魅力づくり推進課及び上下水道課に関する事務。附則 この条例は、平成31年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（阿部文俊君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

発委第1号久山町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26、発委第2号 久山町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（阿部文俊君） 日程第26、発委第2号久山町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部委員長。

○7番（阿部 哲君） 久山町議会会議規則の一部を改正する規則についてを説明いたします。

提案理由につきまして、久山町議会が実施している、一般質問における一問一答方式と整合を図るため、また久山町議会基本条例（平成29年条例第16号）第6条第3項の規定と整合を図るため、久山町議会会議規則（昭和62年久山町議会規則第1号）の一部を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

改正内容につきましては、第61条に次の1項を加える。5 質問は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行う。第62条の次に次の1条を加える。（質疑及び質問に対する反問）第62条の2 本会議及び委員会において、議長から会議への出席を要求された者は、議員の質疑及び質問の趣旨を確認し、論点を明確にするため、議長及び委員長の許可を得て反問することができる。第6条中「第55条（質疑の回数）及び」

を削る。附則 この規則は、公布の日から施行する。以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（阿部文俊君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

発委第2号久山町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 請願第1号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願

○議長（阿部文俊君） 日程第27、請願第1号建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

只松委員長。

○8番（只松秀喜君） 請願審査報告をいたします。本委員会に付託されました請願を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、請願第1号、付託年月日、平成31年3月4日、件名、建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願であります。審査の結果、採択。委員会の意見、アスベスト被害は深刻で、被害者を速やかに救済するために採択すべきである。また、糟屋地区内においても1町を除く市町で請願が採択されており、久山町も採択すべきである。結論、第1委員会では全員賛成にて採択といたしました。以上です。

○議長（阿部文俊君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

請願第1号建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願を採決します。

本件は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本件は委員長報告のとおり採択と決定されました。

お諮りします。

ただ今採択しました請願にかかる、建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書を関係機関へ提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。意見書を関係機関へ早急に提出いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議員派遣の件

○議長（阿部文俊君） 日程第28、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。よってお手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（阿部文俊君） 日程第29、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（阿部文俊君） 日程第30、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項及び議会の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

ここで町長より発言の申し出があつておりますので発言を許可します。

町長。

○町長（久芳菊司君） 長期間にわたりご審議いただきありがとうございます。本年度3月末をもって、今回、本年度3名の退職者が役場職員おります。その中で、課長が2名なんですけれども、本日出席しております實淵孝則総務課長が3月末をもって定年退職を迎えますので、一言あいさつをさせたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 総務課長。

○総務課長（實淵孝則君） 今回神聖な場において、それと貴重なお時間を私事に使わせてもらいまして本当に感謝申し上げます。

私は、昭和56年から役場のほうに入りまして、今度の3月末をもって38年間役場の職員として務めさせていただきました。その間、総務課からいろんな課を渡りまして、皆様方にもいろいろとご迷惑をおかけしましたし、また、いろいろ貴重なご意見をいただき、今

— 平成31年第2回3月定例会 —

回無事に退職ができることを心から感謝申し上げます。4月からは、私は再任用とかで残りませんで、家の百姓のほうを継ぐような形で考えております。また一町民になりましてもですね、皆様方にかわいがってもらったそういったことをですね、少しずつでもお返しできたらと思っております。今後ともご指導ご鞭撻のほうお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、退職に当たりまして一言お礼の言葉を申し上げます。本当にありがとうございました。

○議長（阿部文俊君） 長い間、行政、町民のために一生懸命頑張っておられたことを議会を代表しましても、厚くお礼申し上げます。今後とも公私に渡りまして忙しいでしょうけども、議会のことにも耳を傾けただいて指導していただければと思います。

これもちまして平成31年第2回久山町議会3月定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時37分

地方自治法第123条の規定により次のとおり署名する。

平成31年3月19日

久山議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員